

経 済 産 業 省

20190301製局第2号
平成31年3月6日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成31年3月1日付け警察庁丙組組企発第64号、警察庁警備局長から平成31年3月1日付け警察庁丙備企発第53号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成31年3月1日付け外務省告示第46号により、国家公安委員会委員長が平成31年3月1日付け国家公安委員会告示第7号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第四十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十一年外務省告示第
四十七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百
六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三
号に基づき設立された各理事会委員会が平成三十一年二月八日に行つた
決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十
三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第
千九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次
のように改正する。

外務大臣 河野 太郎

次に平成三十一年三月一日
の表により、改正前欄及び改正後欄に
対し、掲げるその標記部分
に二重線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に
掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、
これを削る。

改正後

(別表)

1. ～443. [略]

444. 削除

改正前

(別表)

1. ～443. [同左]

444. ハッサン・アブドゥラッラー・ヘルシー・アル・トウルキー (別

名: (a)ハッサン・トウルキー(b)ハッサン・アブデレ・フイ
ヒイエ(c)シエイク・ハッサン・アブドゥラッラー・フアハイ
フ(d)ハッサン・アル・トウルキー(e)ハッサン・アブドゥラッ
ラーヒ・ヘルシー・トウルキー(f)シエイク・ハッサン・ト
ウルキー(g)ハッサン・カブドゥラッラーヒ・ヘルシー(h)ハッ
サン・カブドゥラッラー・ヘルシー)

HASSAN ABDULLAH HERSI AL-TURKI (a. k. a. : (a)Hassan
Turki (b)Hassen Abdelle Fihyie (c)Sheikh Hassan
Abdullah Fahaih (d)Hassan Al-Turki (e)Hassan
Abdillahi Hersi Turki (f)Sheikh Hassan Turki (g)Xasan
Cabdilaahi Xirsi (h)Xasan Cabdulle Xirsi)

称号: (a)Sheikh (シエイク) (b)Colonel (カーネル)

役職: 不明

生年月日: 1944年頃

出生地: Region V, Ethiopia, (the Ogaden Region in
eastern Ethiopia)

国籍: ソマリア

旅券番号: 不明

ID 番号: 不明

住所：2012年11月時点でソマリア南部にあるキスマヨ (Kismayo) 近隣のジュバ (Juba) 低地帯、主に Jilibe (ジリブ) 及び Burgabo (ブルガボ) で活動しているといわれている。

国連制裁委員会による指定日：2004年7月6日 (2006年7月25日、2007年12月21日、2010年4月12日、5月11日、2011年12月13日及び2013年3月18日に改訂)

その他の情報：出身氏族は、オガデン氏族 (Ogaden clan) のレール・アブダイツレ支族 (Reer-Abdille subclan)。アルイナイハート・アルイスマラミヤ (AIID) (175. に指定した団体) の指導部に属する。1998年8月の在ナイロビ及び在ダルエスサラーム米国大使館攻撃に関与していたと思われる。ソマリア及びエリトリアに関する安全保障理事会決議1844 (2008年) において定められた制裁措置の対象にも指定されている (参照：www.un.org/sc/committees/751/index.shtml)。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2010年5月13日に終了した。

445. ~502. [同左]

503. ジャマール・フスニ (別名：(a)モロツコ人ジャメル(b)ジャマール・アル・マダレビー(c)ヒジャーダ)

JAMAL HOUSNI (a.k.a.: (a) Djamel II marocchino

445. ~502. [略]

503. 削除

(b) Jamal Al Maghrebi (c) Hicham)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1983年2月22日

出生地：モロッコ

国籍：不明

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：(a) Via Uccelli di Nemi n. 33, Milan (b) via F. De Lemene n. 50, Milan

国連制裁委員会による指定日：2006年8月2日（2009年9月1日に改訂）

その他の情報：ミラノ裁判所の拘置命令 (n. 5236/02 R.G.N.R. of 25 Nov. 2003 1511/02 R.G.GIP) を受けている。有罪を宣告され、2006年9月21日にイタリアのミラノ重罪院 (Milan Assizes Court) においてテロを目的とする共同行為に参加し盗難品を受領した罪で7年の拘禁刑に処された。2007年7月17日にミラノ重罪控訴院 (Milan Assizes Appeal Court) は同じ判決を下した。2009年6月16日時点で拘留中。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2009年7月20日に終了した。

504. ~641. [同左]

504. ~641. [略]

642. 削除

642. マリク・ムハンマド・イヌハク (別名：マリク・イヌハク)
MALIK MUHAMMAD ISHAQ (a.k.a. : Malik Ishaq)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1959年頃

出生地：Rahim Yar Khan, Punjab Province, Pakistan

国籍：パキスタン

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：パキスタン

国連制裁委員会による指定日：2014年3月14日 (2

017年1月18日に改訂)

その他の情報：ラジュカレ・ジャンゼイ (LJ) (340.

に指定した団体) の創立者の一人であり、現在の指導者。

身体的情報：がっしりとした体格、目の色及び髪の色は黒。

肌の色は茶。濃い黒い髪がある。写真はインターポール(国

際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれ

ているものを利用可能。2015年7月28日に死亡した

とされる。同人に対するインターポール(国際刑事警察機

構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://interpol.int/en/notice/search/un/5778368>

643. ~709. [略]

710. 削除

643. ~709. [同左]

710. ラヴドゥリム・ムハクセリ (別名：(a) アブ・アブドゥウツラ

<p>711.～772. [略]</p>	<p>711.～772. [同左]</p> <p>一・アル・コンザー (b) アブ・アブダッラー・アル・コン ザイ (c) アブ・アブダッラー・アル・コンザイ LAVDRIM MUHAMMEDI (a.k.a.: (a) Abu Abdullah al Kosova (b) Abu Abdallah al-Kosovi (c) Abu Abdallah al-Kosovo) 称号：不明 役職：不明 生年月日：(a) 1989年12月3日 (b) 1987年頃 出生地：Kaçanik/Kacanik 国籍：不明 旅券番号：不明 ID番号：不明 住所：シリア・アラブ共和国 (2015年9月時点の居住 地) 国連制裁委員会による指定日：2015年9月29日 その他の情報：シリア・アラブ共和国において、イラクのア ル・カーイダ (453. に指定した団体) として掲載されて いる ISIL (いわゆる「イスラム国」) のコンボ系アルバニア 人のテロ戦闘員。インターポール (国際警察刑事機構) によ り指名手配中。</p>
----------------------	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

○国家公安委員会告示第七号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十一年三月一日

国家公安委員会委員長 山本 順三

1 氏名 ハッサン・アブドゥッラー・ヘルシー・アル・トサルキー (HASSAN ABDULLAH HERSI AL-TURKI)

名簿に記載された年月日 2004年7月6日（2006年7月25日、2007年12月21日、2010年4月12日、5月11日、2011年12月13日及び2013年3月18日に改訂）

名簿記載者公告番号 Q1-92

2 氏名 ジャマール・フスニ (JAMAL HOUSNI)

名簿に記載された年月日 2006年8月2日（2009年9月1日に改訂）
名簿記載者公告番号 Q1-116

3 氏名 マリク・ムハンマド・イスマハク (MALIK MUHAMMAD ISHAQ)

名簿に記載された年月日 2014年3月14日 (2017年1月18日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-194

4 氏名 ラヴドリム・ムハクセリ (LAVDRIM MUHAXHERI)

名簿に記載された年月日 2015年9月29日

名簿記載者公告番号 Q1-242